破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６号
茨城県土浦市中村南２丁目10番27号、開始決定時の住所茨城県土浦市中村南２丁目10番24号
破産者　坂本　芳男
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５７５号
川崎市川崎区池田１丁目４番３号　池田荘102、前住所横浜市鶴見区生麦５丁目21番13号
破産者　秋山　義一
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１５号
川崎市宮前区有馬１丁目22番７―203号　アゼリア鷺沼、前住所川崎市宮前区野川3134番地７　藤和シティホームズ鷺沼　206
破産者　橋本　昭義
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
埼玉県坂戸市大字石井2874番地13　レイハウス202号室、前住所埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地（３―205）
破産者　松木　信博
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９１３号
愛知県小牧市大字東田中170番地１　アルモニアＯＳＤ205号
破産者　天裕商事こと　暮石　辰雄
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１４号
広島県廿日市市宮浜温泉１丁目16番15号
破産者　風間　朋美
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５号
北海道深川市あけぼの町４番３号
破産者　森下　義峰
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
北海道河西郡芽室町東10条９丁目４番地10
破産者　森若　雅人
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１６６０号
横浜市中区松影町３―11―８　水明荘、住民票上の住所横浜市旭区金が谷575番地
破産者　吉田　幸雄
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７１８号
山梨県大月市賑岡町畑倉1208番地１
破産者　米山さよ子
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９７号
横浜市青葉区あざみ野３丁目17番地３　かつらハイツ101
破産者　松尾　剛
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
静岡県富士市宮島923番地の15
破産者　武田　和章
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１号
佐賀県唐津市山本1555番地７
破産者　岸川　尚武
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７４号
長崎県大村市小川内町935番地２
破産者　西村　正則
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
熊本県八代市葭牟田町542番地（Ｂ101）
破産者　今村　忠和
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６６６号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字畑ノ中前畑34番地
破産者　石井　和幸
1　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午前11時30分
平成28年６月10日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
兵庫県川西市下加茂２丁目４番２―413号、前住所兵庫県西宮市北六甲台１丁目20番20号
破産者　池田　克之
1　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午前10時45分
平成28年６月９日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係